

医療安全 トピックス TOPICS

Vol.167

大竹 尊典

公益財団法人日本訪問看護財団
事務局 次長

訪問看護における医療事故の現状

あんしん総合保険事故報告から

日本訪問看護財団では、訪問看護など在宅ケアで発生した事故を補償する「あんしん総合保険制度」の窓口を担当しています。保険には5種類ありますが、本稿では、このうち2023年度のステーション賠償責任保険および業務従事者傷害保険の事故報告から、訪問看護における事故の実態について紹介します。

訪問看護では、ほとんどの場合、在宅療養者の自宅で看護サービスを提供するため、発生する事故についても医療機関や入所施設とは異なる特徴があります。よって、訪問看護における医療安全対応では、在宅療養者本人はもちろんのこと、訪問看護ステーション従事者(以下：職員)に対する安全対策も重要であると考えています。

「あんしん総合保険制度」は、本財団が財団会員の福利厚生の一環として展開している保険制度です。訪問看護等の在宅ケアで発生した事故に対する①賠償責任保険(ステーション賠償責任保険、居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者賠償責任保険)、②什器・備品損害補償、③業務従事者傷害保険、④業務従事者感染症見舞金補償、⑤サイバーセキュリティ保険の5つの保険から成ります。

●ステーション賠償責任保険(対人・対物)

ステーション賠償責任保険^{★1}に保険請求があった事故では、対人事故が42.7%、対物事故が57.3%でした。対人事故において、賠償した保険金額が高額

であった上位5例のうち、歩行訓練中での転倒が3件でした。「急激に血圧が低下したのか、利用者が脱力し崩れ落ちるように座り込んでしまった。検査したところ脛骨を骨折していた」という事例などが報告されています。

また、転倒以外の事故事例としては「自転車で交差点に進入した際、出会い頭に相手自転車と衝突」など、訪問看護に特徴的な移動に伴う事例が報告されています。このような事故について発生時間帯別に見ると、11時台の発生が最も多く、47.6%が12時までの午前中に発生しており、さらに終業の時間に向け、終盤の訪問が実施されているであろう15時台に再度増加しています(図表1)。

対物事故では、賠償した保険金額が高額であった上位5例すべてが、利用者宅の住環境などにおける事故であり、「駐輪していた自転車が倒れ、利用者宅のマンションの門が破損」「利用者宅で歩行訓練中、踏み込んだ際に床が沈み戻らなくなってしまった」「業務中に利用者宅の洗面台にコップを落としてしまい、ホーローの洗面台の塗装が剥げてしまった」

★1 職員の過失により在宅療養者や家族へ損害を与えた事故を補償